



もくじ

1. IPP活動報告 2019/8-12月
2. 2020年ご挨拶 & 経営計画発表会
3. 本年の各種テーマ
4. 外国知財出願助成事業
5. セミナー情報

IPP活動報告 2019/8-12月

【アジア弁理士協会2019@台北】

アジア弁理士協会総会 APAA が 2019年11月9日より12日の日程で台湾・台北で開催されました。東南アジアをはじめ、各国代理人と情報交換を行い、提携外国代理人との関係を強化しました。日本のIP業界は何となく停滞している印象をうけますが、世界のIP業界は活気に満ちています。そして、日本市場が狭くなっているため、外国への進出は中小企業でも当たり前になってきています。日本同様にのんびり構えていると、外国でいざ事業を開始しようという時に手に負えない問題が発生していることも。助成金等も活用しながら、知財の要所を抑え世界の潮流に乗っていくお手伝いをさせていただきます。



【盛和塾シリコンバレー勉強会】



10月には米国・シリコンバレーに行き、経営を学ぶと共に、シリコンバレー企業のビジネスに触れることができました。シリコンバレーでは、ステージ毎に企業・事業を買う企業があり、あるステージに達した企業がバイアウトできる環境が整っていることが

日本とは違う点であることを知りました。また、事業への取り組みの緊張感の差を感じました。働き方改革も大事ですが、働く場所がなければ働き方もないので、事業を持続できるように世界で通用する競争力を持てるようにしなければと強く感じました。

【企業法務知財協会CLIPセミナー】

弊所主宰の「企業法務知財協会CLIP」では、毎月無料で企業法務知財についてのセミナーを開催しております。11月の開催でセミナー回数は107回に達しました。ご参加頂いた企業様より知財上の問題や悩み等のヒアリングをさせて頂き、問題を解決するため、企業知財業務の段階的なコンサルティングサービスを提供しています。2月27日には「後発・新規事業で勝つための知財戦略」を開催いたします。昨年、セミナー企業で、似たテーマで講師を務めたところ、事業部の方の申し込みが多かったです。多くの企業が新規事業で試行錯誤している印象を受けました。新規事業では、先行企業の特許分析が必須になります。

2020年ご挨拶

昨年の元号改正で平成から令和へと新たな時代を迎えた日本。そして今年は東京でオリンピック/パラリンピックが開催され、この夏は多いに盛り上がるのが期待されている一方、日本経済はどうかというと、オリンピック効果で一時的に挽回したとしても、日本の経済成長率は世界平均や他の先進国と比較しても低い成長率が予測されています。

こういった中、多くの日本企業は従来の事業のみでの存続が難しくなり、新規事業への取り組みが必要となっています。それは弊所も同様で、従来の出願業務のみならず、お客様のニーズに合わせたより幅広いサービスを展開していく必要があると感じています。

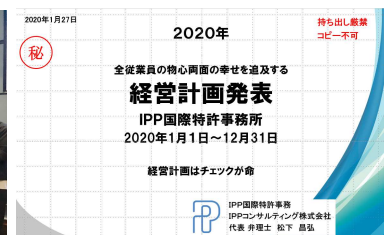
ここ数年でお客様からのご相談内容も大きく変化してきました。その内容は、企業知財のコンサルティングから、知財人員の育成、権利取得が難しい知財についてのご相談、知財に係る契約・企業法務、そしてブランディングやネーミング等、より専門的になってきた印象を受けます。

事務所開設当初より、弊所では出願が弊所サービスの終わりではなく、スタートであり、お客様の事業に貢献できる知財権利化・活用を心掛けて参りましたが、これからは所員、さらには様々な分野の優秀な専門家パートナーと協力しながら、お客様にニーズに応えてまいります。また、お客様同士をご紹介するマッチングを積極的に行っており、お客様同士でビジネスが発展していくケースが増え、嬉しいと思います。

令和という新時代を、お客様とともに考え、ともに取り組むことで、相互発展していけるよう尽力いたします。本年も何卒ご支援・ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

2020年経営計画発表

新時代をお客様とともに発展していくため、経営計画を立てて所内で発表しました。事務所設立より14年、その必要性は感じていましたが、ようやく実現しました。経営計画を立てるに当たり、過去のお客様や案件、売上の分析をしたところ、感じていたこととは違った部分があり、今後の計画を立てる上で役に立ちました。また、目指すべき方向が決まり、それを所内で共有することができました。経営計画は発表しただけでも気付きがあって意義はありますが、実践も重要です。「経営計画はチェックが命」であり、PDCAをしっかりと実践していきます。今後の計画では、他分野の優秀な専門家と組むことで、権利化だけでなく、お客様の事業を総合的に支援する体制及びサービスを作ります。ネーミング×商標、外国商標×海外進出支援、AI×特許、会社登記×商標、新規事業×契約、セミナー資料×模倣防止協会等です。



各種テーマ

【社内知財教育のすすめ】

企業は、開発した技術の特許出願や、使用する商品名・サービス名等のブランドの商標登録を特許事務所に依頼することで、特許権や商標権を取得し、一定の成果を出すことができます。

しかしながら、知財業務の体制がない企業では、特許事務所に案件を依頼するだけでは、リスクがあります。例えば、商標調査をしない状態でブランド名が決められ商品やサービスが展開されてしまい、商標権侵害のリスクを負ってしまったり、時間及び資金をかけて開発した技術が開発後に他社の特許権を侵害してしまう等です。商品開発者は、他社の商標や特許によるリスクを早い段階で把握し、対応する必要があります。そのため、新商品・サービスを出すに当たり必要な知財業務の内容と実施タイミングを知るために、社内知財セミナーを行うことをおすすめします。

【IPP知財顧問サービス】

特許事務所は、通常、依頼を受けた調査や出願案件の権利化を行います。企業内の知財業務体制を構築したり、その支援することはあまりありません。大手企業であれば、社内に経験豊富な知財部員がいるので対応可能ですが、中小企業等、知財部門がない企業では、知財に関して生じる様々な課題に適切な対応できなかつたり、そもそも課題に気づかないことも珍しくありません。

弊所は、企業法務知財協会の運用を通じて、多数の企業の知財業務を支援しており、殆ど全てに近い知財業務の課題に企業とともに取り組んだ経験があります。

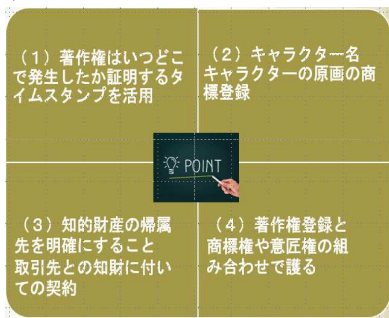
知財顧問サービスのプロセスは、例えば、(1)顧問先企業の知財業務のレベルを知財業務の項目別に特定、(2)一定期間後(例えば1年後)に目指す知財業務のレベルを項目別に決定、(3)予算、人材等の制約条件、優先順位を基に目指す知財業務レベルを決定、(4)支援内容を決定、(5)効果の検証、(6)経営・事業部門への成果の報告とフィードバックです。

最近多いのが、法務部門しかない企業での知財部門の立ち上げや、アウトソースを受ける知財顧問としての仕事です。まさに我々が得意としていることですので、お気軽にご相談ください。

【キャラクター保護】

キャラクタービジネス業界で「商品化権」という権利名をよく耳にします。[三省堂]大辞林によれば、商品化権とは「漫画やアニメーションのキャラクターを商品や広告などに利用して経済的利益を得る権利」とされています。しかし、これは商慣習的に用いられている用語に過ぎず、法律で定められた権利ではなく、概念として使われているものです。そのため、保護範囲は不明確です。キャラクター保護には、下記図に示す(1)～(4)を行うことをお勧めします。(2)のキャラクターの商標登録をお勧めする理由は以下です。(a)キャラクター名は著作物ではない(著作権法では保護できない)、

(b)模倣品業者は、たいてい同一/類似するキャラクター名を使用してくるため、権利行使が可能、(c)キャラクタービジネスが上手く進む、(d)登録主義であること(誰が商標権者なのか、いつから商標権が発生したのか明確、客観性が担保されている、



(e) 権利行使が可能(著作権は先行の著作物に依拠していないと反論の余地があるが、商標権は登録主義であり、そのような反論ができない、(f) 美術性は不問である。

【中国商標】

中国では、年間商標出願件数が700万件に達し、出願前調査をすると、同一・類似の可能性のある登録・先行出願商標が高い確率で見つかります。また、審査段階で拒絶され、上級審の審判でなんとか登録になる場合も多いです。最近、中国市場の市場規模が大きくなり、越境ECで中国で商品がヒットし、中国国内で販売を始めたいという企業が増えています。このような背景から、日本と中国で同じ商標を使う場合は、最初に商標を決める際に、日本商標調査に加えて、中国商標調査を行うことをおすすめします。

【知財コスト削減】

弊所は、例えば、お客様が複数の区分について複数の登録商標を保有している場合や、同一商標について複数国で個別に登録商標を保有している場合に、一つの商標登録にまとめるとして権利維持コストを大幅に削減する方法を提案しています。

また、特許の場合は、日本で早期審査をし、特許になるレベルに仕上げた後から外国出願をすることで無駄な外国出願や拒絶理由応答費用を削減することを心がけています。

外国知財出願助成事業

例年、中小企業向け外国知財助成事業が実施されています。東京都に限らず、地方自治体やJETROでも実施されています。商標/意匠の出願の場合の助成最高額は60万円、特許の場合は、150万円と出願時の負担を大きく軽減してくれます。また、前号でもお伝えしましたが、東京都ではグローバルニッチトップ企業助成事業といった新たな助成事業も開始。こちらは出願後の中間処理費用についても助成してくれるという優れものです。

東京都については、詳しくは「東京都知的財産権総合センター」のHPをご参照ください。弊所では、例年各助成事業の申請/実績時のサポートを実施しております。お気軽にご相談ください。

セミナー情報 (3月24日)



新商品開発、営業、デザイン、法務、知財の5人の専門家が、新規事業に伴う課題の解決の糸口となる生の情報を提供します。

「新規商品やサービスを成功に導く戦略を伝授します」、「売れる!」を解明、売れるヒントをお持ち帰りいただけます」、「企業価値をアップさせるデザインの重要性が理解できます」、「他社との交渉の秘訣や優位性のある契約について学べます」、「ビジネス上で特許や商標の権利を活用し、事業を伸ばしていくノウハウをお伝えします」

□日時: 2020年3月24日(火) 15時~17時

□会場: TIME SHARING五反田 | □参加費: 5,000円

□申し込み: info@clip-jp.org

□ <http://www.clip-jp.org/latest-seminar-info/1477>

発行元 IPP国際特許事務所 所長 弁理士 松下 昌弘

〒141-0051 東京都品川区西五反田3-6-20 いちご西五反田ビル8F

TEL 03-3493-2007 FAX 03-3493-2008

Email info@ippjp.com WebPage: www.ippjp.com

© 2020IPP International Patent Firm